

# 中野区教育委員会会議録

令和8年第2回定例会

令和8年1月16日

中野区教育委員会

令和8年第2回中野区教育委員会定例会

○日時

令和8年1月16日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時30分

○場所

中野区立教育センター 研修室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

子ども・教育政策課長 神谷 万美

各小学校長（18名）

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 網野 愛子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第7号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(2) 第8号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

2 その他

(1) 小学校長会との意見交換会

## ○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第 2 回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、高野委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

### <議決事件>

田代教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目「第 7 号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

第 7 号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、説明させていただきます。

まず、改正の理由についてです。管理職員特別勤務手当の支給対象時間及び額について、規定を整備する必要があるためです。

次に、改正の内容です。改正内容は、文言の整理を行うとともに、週休日等以外の日の支給対象時間の拡大に対応した規定整備及び管理職員特別勤務手当額に 100 の 150 を乗ずる対象となる勤務を規則で定める旨を定めるものです。

施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日です。

今後の予定ですが、本日、可決されましたら、第 1 回区議会定例会に議案を提出する予定です。

資料としてそれぞれに新旧対照表をつけております。お目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

なければ、質疑を終結します。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第7号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました

次に、議決事件の2番目「第8号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、事務局から、提案の説明をお願いいたします。

教育委員会事務局次長

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続についてご説明いたします。

この条例は、区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としているものです。

令和7年8月1日、文部科学省の政令「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が施行されました。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例は、文部科学省の政令の補償の規定に基づき、補償の範囲、金額を定めていることから改正するものです。

改正内容についてです。第11条で規定しております介護補償の額を引き上げます。

第1項の常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合について177,950円を186,050円に引き上げます。

第2項の随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合について88,980円を92,980円に引き上げます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

高野委員

幼稚園の園医についても本改正の対象となりますか。

教育委員会事務局次長

本改正は、区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師が対象であり、幼稚園の園医については別に定めます。

田代教育長

ほかに質疑がありましたら、お願いいたします。

なければ、質疑を終結します。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第8号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました

続いて、これから小学校長会との意見交換会を行いますので、ここで定例会を休憩します。

午前10時10分休憩

午前11時29分再開

田代教育長

定例会を再開します。

小学校長会との意見交換会、お疲れ様でした。

それでは、事務局から次回の開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の定例会につきましては、1月20日金曜日午前10時から、区役所7階、教育委員会室で開催する予定です。以上でございます。

田代教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第2回定例会を閉じます。

午前11時30分閉会